

# 道路上の違法放置車両の措置について

## 道路局路政課

〈道路局路政課のダイ蔵係長と

新人係員シンイチのある金曜日の夜の二コマ）  
シンイチ 係長、もう八時過ぎですね。おなか減りましたー。まだ帰らないんですか？

ダイ蔵 今日はちよつといろいろ難しい仕事が続いてきてね、気にしないで先帰っていいよ。明日は土曜日だし、デートの約束でも入ってるんじゃないの？

シンイチ いやいや、明日は家の近くの町内会で運動会があるんでそれに出る予定なんです。

ダイ蔵 へー、それは面白そうだね。じゃあ、なおさら早く帰らないとダメじゃないか。

一応聞くけど仕事の関係で何か聞いておきたいこととかないの？

シンイチ (はつとした顔をして) あ、大事なことを忘れてました！ 昨日電話で問い合わせを受けた件があって、ご相談しようと思ってたんです。

ダイ蔵 なになにに、それは大事な話じゃないか。

どんな相談だったの？

シンイチ えーと、ある町役場の道路管理部門の方からの問い合わせだったのですが、山を走っている町道でいわゆるポンコツ車(事故かなにかで大部分が大破している模様。ただ、ナンバーはついていて所有者は確認できるとのこと)が放置されていたので撤去したいらしいのですが、道路管理者として、どのような措置をとることができるとかという質問だったんですよ。

ダイ蔵 なるほどね。なかなか難しい問題だね。でも道路にそんなものが置かれたままだったら、他の通行者の安全な通行を阻害しかねないし、道路管理者としてすみやかに適切な処置をすべきだよな。シンイチ君はどう考えたのかな？

シンイチ 実は少し考えて分からなかったんで、来週じっくり考えようと思っていたところなんです。(道路法令総覧をめくりながら) うーんと、あ、係長わかりました。道路法第六七条

の二の違法放置物件に対する措置の規定を使っ  
て移動すればいいのではないのでしょうか。

ダイ蔵 うーん、目の付け所としてはいいけど、第六七条の二をよく読んでみた？ 当該規定を使えるのは「道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない場合」であって、極めて限定された場合でしか適用されないんだよな。しかも対象物としては「車両」となっているから、問い合わせのあったケースではポンコツ車両で大破しているのだから、車両と呼ぶのは難しいだろうね。

シンイチ そうかー。たしかに道路法解説には「緊急やむを得ない場合」とは、道路の改築等をしなれば、道路の構造に損害が生じ、あるいは一般交通に著しい支障を及ぼすと認められる場合と書かれているし、今回のケースは山道であまり交通量も多くないところみたいなので、厳しいかもしれませんね。

ダイ蔵 そのとおり。基本的に道路上の車両の放置に対しては、道路交通法に基づく警察による適時適切な取締りを期待すべきだし、道路法上は道路上に車両をとめておくことも通行の一形態であって、違法な行為には当たらないと解されるんだ。だけど、道路は一般交通の用に供する公物であって、円滑な道路交通の確保という

のも大事な要素であるから、その使用について一定の合理的な範囲内で私人の権利が制限されることも妥当であるというのが本条の思想なんだ。だから、本条の適用には道路管理行為の執行上必要とされる一定の場合（すなわち、道路の改築等のため緊急やむを得ない場合）に限るのが妥当と言えるだろうね。

シンイチ なるほどー、勉強になります。あ、係長、第四四条の二の違法放置物件に対する措置の適用は考えられませんか？ 道路上に違法放置物件が置かれている場合で、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合に、道路管理者が自ら当該放置物件を除去し、又は命じた者等に除去させることができるという規定でこのケースにもあてはまりそうな気がするんですが。

ダイ蔵 うーん、またまた視点としてはいいけどもう少しだね。第四四条の二による措置を行う要件として、条文には「当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないため」と書かれているね。

問い合わせのケースでは車にはナンバーがついているわけだから 警察署等に照会すれば当然所有者等がわかるはずだから当該要件には該当しないことにならないかな？

シンイチ 確かにそのとおりですね。道路法解説にも道路管理者は必要に応じ、放置場所付近の住民等からの聞き取りを行うなど占有者等の確認に努めるべきであると書いてありますし、占有者等を特定するために一定の努力を果たした上で分からない場合に、初めて第四四条の二は適用できるんですね。

ダイ蔵 その通り。あと、付け加えの論点として、そもそも当該規定は通常の車両に適用することは想定されていないことは知っているかな？ 当該規定は平成三年に創設されたんだけど、コンクリート破片、段ボール、タイヤや空き缶等の放置物件が多数道路上に放置され、道路交通に重大な支障を及ぼしていた当時の状況に鑑み、道路管理者としても道路構造に及ぼすべき損害を防ぐために早急に違法放置物件を除去できることを可能とするという趣旨で作られたんだ。当時の通達の中でも「違法放置物件には、車両（廃棄されているものと認められるものを除く。）が含まれないものであること。」が確認されているんだよね（平成三年一月一日建設省道政発第六〇号建設省道路局路政課長通達）。

ただ、今回のケースでは大部分が大破しているみたいだし、廃棄されているものと認められる余地はあるかもしれないね。

シンイチ そうか。じゃあ今回のケースもナンバー

ーがなくて占有者等が特定できないと認められれば第四四条の二を使って除去することは可能なんですね。

ダイ蔵 うん、そういうことになるね。ただ、違法放置物件の処理については道路管理者だけでなく、警察も行うことであるから緊密な情報交換を行う必要があるし、平成三年の通達で「違法放置物件が現金・有価証券や貴重品等の場合には、道路管理者は、当該違法放置物件が放置されていた場所を管轄する警察署の署長に連絡して遺失物法に定める手続をとること。」（同通達）とされていて、財産価値がある程度認められるものについては遺失物法の手続きに従うことになっているんだ。

シンイチ そうなんですなー、道路の管理のためといつても、道路管理者が一元的に行うわけにはいかないんですね。（道路法令総覧をめぐりながら）係長！ さっきのページの続きに占有者等の氏名及び住所を知ることができる場合には、法第七条第一項の監督処分によってその者に速やかに除去を命ずることとなると書いてありましたが、今回のケースも第七条に基づいて監督処分はできるのでないでしょうか？

ダイ蔵 そう、やっと正解にたどりついたね。今回のようなケースは特殊な場合と言えるかもしれないけど、第七条に基づいて監督処分をす

ることは可能だと考えられるね。

シンイチ そうですよ、第四三条第二項に違反して「みだりに道路に土石、竹木等の物件をたいて積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為」をしているし、第七一条は処分の相手が当然分かっていることが必要ですから、今回のケースにも当てはまりますね。

ダイ蔵 そういうことだね、難しかったけど勉強になっただろう。

シンイチ はい、係長、長々とすいませんでした。もうこんな時間だし、明日のためにも今日はお先に帰らせて頂きます。

ダイ蔵 そうだね。じゃあ、このままじゃかわいそうだから、最後にシンイチ君でも分かる簡単な問題を出してあげよう。去年、試験勉強してたから、たやすい問題だと思うけど最高裁の判例(※)上、道路管理者が故障車両が放置されていることを知らずに対処しなかったために事故を引き起こしてしまい、賠償責任を問われた事件があったと思うけど、それはどれくらいのことだったの？

シンイチ えーと、えーと、じゃあ明日の徒競走に向けてランニングして、家に帰りまーす。さようなら(猛ダッシュで部屋から逃走)。

ダイ蔵 こらー、待てー。

※：最高裁判昭和五〇年七月二五判決

幅員七・五mの国道の中央線付近に故障大型車が約八七時間にとわたって放置されていたために起きた事故に関し、判例は、道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、監視体制をとっていなかったために放置の事実すら知らず、安全を保持するために必要とされる措置をまったく講じていなかったのは道路管理者において道路管理に瑕疵があったと認められた(昭和二十七年六月十日法律第八十号)。

(参照条文)

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。  
二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたいて積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(違法放置物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物その他の道路に放置された物件(以下この条において「違法放置物件」という。)が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であつて、当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

215 (略)

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者  
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者  
三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

218 (略)

217 (略)